

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 2 4 日作成

法 令 名：	道路交通法
根 拠 条 項：	第101条第 6 項
処 分 の 概 要：	免許証等の更新（適性検査により判断する場合以外の場合）
原権者（委任先）：	石川県公安委員会
法 令 の 定 め：	道路交通法第95条の 6 第 1 項及び第 2 項（免許証等の有効期間）、第101条第 1 項及び第 7 項（免許証等の更新の申請及び定期検査）、第101条の 2 の 2 第 1 項（免許証等の更新に係る申請先の特例）、第101条の 3（更新を受けようとする者の義務）、第101条の 4 第 1 項から第 3 項まで（70歳以上の者の特例） 道路交通法施行令第33条の 7（優良運転者及び違反運転者等に係る基準）、第37条の 6（免許証等の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）、第37条の 6 の 2（免許証等の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者） 道路交通法施行規則第29条（免許証等の更新の申請等）第29条の 2 の 2（免許証等の更新の申請等） 運転免許に係る講習等に関する規則第 1 条（講習の基準）、第 2 条（講習の基準）
審 査 基 準：	（判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：	申請の当日中（大聖寺、小松、能美、羽咋、七尾、輪島、珠洲の各警察署及び鶴来、穴水、能登の各庁舎へ申請した場合は 2 0 日（行政庁の休日は含まない。）免許情報記録の有効期間の更新の場合は当日中） 第101条の 2 の 2 第 1 項の規定に基づく申請が行われた場合（経由地申請）については 1 5 日（免許情報記録の有効期間の更新の場合は当該申請の当日中） 経由地申請が行われた場合の免許証の更新手続に係る経由地公安委員会から住所地管轄公安委員会への更新申請書等の送付に係る期間については 5 日
申 請	先：優良運転者講習、一般運転者講習又は道路交通法施行令第 3 7 条の 6 及び第 3 7 条の 6 の 2 に該当する者は、石川県警察本部運転免許課免許係又は大聖寺、小松、能美、羽咋、七尾、輪島、珠洲の各警察署交通課若しくは鶴来、穴水、能登の各庁舎免許係 違反運転者講習又は初回更新者講習該当者のうち、輪島、珠洲の各警察署管内に住所を有する者は石川県警察本部運転免許課免許係又は住所地を管轄する警察署の交通課若しくは分庁舎免許係、その

他の市町に住所を有する者は石川県警察本部運転免許課免許係
道路交通法第101条の2の2第1項の規定に基づく申請をする
者は石川県警察本部運転免許課免許係

問 い 合 わ せ 先 : 石川県警察本部運転免許課免許係 (電話076-238-5901内線312)

備 考 :